

次期「障害者プラン」の策定について(骨子案)

1. 趣旨

現行の滋賀県障害者プラン（R3～R8）では、基本理念に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」を掲げ、「“すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する”」を基本目標として、各施策に取り組んできました。

現行プランは今年度で計画期間の最終年度を迎えることから、国の動向や社会情勢の変化、県における取組の進展、国スポ・障スポのレガシー、さらにはこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、障害のある人の望む暮らしの実現と、だれもがお互いを尊重し、理解し、支え合う「ともにいきる社会」の実現に向け、本県における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針および実施計画として、令和 9 年度からの新たなプランを策定します。

2. 計画の位置づけ

本プランは、障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく「都道府県障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 89 条第 1 項に基づく「都道府県障害福祉計画」および児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく「都道府県障害児福祉計画」として策定するものです。

3. 計画の期間

令和 9 年（2027 年）度から令和 14 年（2032 年）度【6 年間】

4. 策定のポイント（今後 6 年間、特に重点的に取り組む事項）

◎ 「ともにいきる」社会をつくる

- ・ 条例改正を契機に、障害の社会モデルの考え方を踏まえ、合理的配慮の推進や当事者参画の取組を進め、互いに理解し、尊重し合う社会づくりを進める。

◎ 本人の希望に沿った地域生活の基盤をつくる

- ・ グループホーム等の住まいの場や相談支援、日中活動等の充実を図り、障害のある人が希望する地域生活を実現できる環境を整える。

◎ 本人と家族等を地域全体で支える体制をつくる

- ・ 「ケアする人のケア」の視点も踏まえ、医療的ケア児・者の短期入所等の受入体制の整備・拡充や、強度行動障害のある方への専門人材の確保・育成など、本人と家族等を地域全体で支える取組を進める。

5. 策定スケジュール(案)

令和8年	5月	第1回障害者施策推進協議会
	6～7月	施策推進協議会小委員会
	8月	第2回障害者施策推進協議会
	10月	常任委員会（骨子案）
	11月	第3回障害者施策推進協議会
	12月	常任委員会（素案）、県民政策コメント
令和9年	3月	第4回施策推進協議会
		常任委員会（原案）、計画策定

次期滋賀県障害者プラン 骨子案【概要版】

I プラン策定の基本的な考え方

1. 策定の趣旨 国の動向や社会情勢の変化、県における取組の進展、国スポ・障スポのレガシーを踏まえ、「ともにいきる社会」の実現に向けた指針および実施計画として策定するもの
2. 位置づけ 障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるもの
3. 計画期間 令和9年度(2027年度)～令和14年度(2032年度)(6年間) ※障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるもの3年目に評価および必要に応じて見直し

II 滋賀県が目指す共生社会

1. 基本理念

「誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現」
～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～

2. 基本目標

「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」
「その人らしく」「いつでも」「だれでも」「どこでも」「みんなで取り組む」の5つの視点から施策を進める

3. あるべき姿、現状・課題、施策の方向性

【あるべき姿】

【現状と課題】

【施策の方向性】

①ともにいきる

互いを尊重し、共に支え
合っていく社会

- 共生社会づくり条例に基づく取組等により、障害のある人が相談の声を上げやすくなるとともに、合理的配慮の理解や提供に向けた取組が一定広がってきている。
- 差別や偏見の解消、社会に存在する障壁の除去、障害のある人が権利の主体として社会に参画できる環境づくりに向け、さらなる取組が求められている。

- 共生社会づくり条例や障害者差別解消法、手話等による意思疎通等促進条例の理念の普及を進め、障害理解や合理的配慮の促進を図ります。
- 本人の意思や意見を尊重した意思決定支援や当事者参画を進めるとともに、情報アクセシビリティ・意思疎通支援、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

②ともに暮らす

希望する暮らしを実現
できる社会

- 医療的ケア児支援センターの設置による相談支援体制の整備や、強度行動障害のある人の住まいの場の整備など、地域生活を支える基盤づくりが進んできている。
- 障害の程度や特性にかかわらず安心して地域で暮らすため、支援体制のさらなる充実や家族等(ケアする人)の支援に加え、災害時も安心して避難・生活できる環境づくりが求められている。

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場や地域生活を支えるサービス基盤のさらなる充実を図ります。
- 医療的ケアや強度行動障害など障害特性や医療ニーズに応じた支援体制、相談支援、家族等への支援の充実を進めるとともに、災害時に備えた支援の充実を進めます。

③ともに育ち・学ぶ

一人ひとりが大切にされ、
学び成長できる社会

- 個別の指導計画・個別的教育支援計画の作成・活用に係る校内体制の整備が進み、一人ひとりの状況に応じた支援を行う体制の充実につながっている。
- とともに学び育つ環境づくりや、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの保障、卒業後の社会参加を見据えた支援の充実が求められている。

- 教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、子どもの成長段階に応じた支援体制の充実を図ります。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを保障するとともに、インクルーシブ教育や専門的な支援人材の養成を進めます。

④ともに働く

希望する働き方を
実現できる社会

- 働き・暮らし応援センターによる定着支援や企業への働きかけなど、関係機関が連携した取組により、就業中の障害者数の増加や実雇用率の向上につながるなど、障害者雇用の裾野が広がっている。
- 障害者雇用が進展しているものの、希望や能力、障害特性に応じた働き方を選択し、安心して働き続けるため、職場定着や職場環境の整備、多様な就労機会の確保が求められている。

- 障害のある人が希望や能力、障害特性に応じて、自分らしく働き、社会参加できる環境づくりを進めます。
- 企業等への障害理解の促進や就労に向けた支援を進めるとともに、一般就労や福祉的就労など多様な働き方の実現を図ります。

⑤ともに活動する

つながりながら
活躍できる社会

- 障害者スポーツや文化芸術活動への参加機会が広がるとともに、国スポ・障スポを契機に障害者スポーツへの関心や理解が高まっている。
- 国スポ・障スポのレガシーを生かし、障害のある人が地域で多様な活動に継続的に参加し、つながりや活躍の機会を広げる環境づくりが求められている。

- 障害のある人が文化芸術や余暇活動に親しむとともに、「する・みる・支える」など様々な形でスポーツに参加できる機会を充実させ、継続的に活動できる環境づくりを進めます
- 本人活動や地域交流、ピアサポート等を推進するとともに、当事者主体の活動や障害のある人同士が支え合う環境づくりを進めます。

Ⅲ 具体的な施策

1 ともにいきる	2 ともに暮らす	3 ともに育ち・学ぶ	4 ともに働く
<u>(1)差別をなくし権利がまもられるために</u> ① 障害者差別の解消と障害理解の促進 ② 権利擁護の推進 ③ 障害者虐待防止の取組強化 <u>(2)誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために</u> ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ② 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ③ 住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ④ 障害のある人に配慮した製品の開発促進 <u>(3)自ら選び自分らしく暮らしていくために</u> ① 意思決定支援の推進 ② 当事者参画の推進 <u>(4)情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために</u> ① 県と市町の連携による意思疎通支援の充実 ② 障害のある人に配慮した行政情報の提供 ③ 選挙等における情報保障への配慮等 ④ ICT利用の推進とICTを活用した生活・就労の促進 ⑤ 災害時における意思疎通支援等の充実 ⑥ スポーツイベント等における意思疎通支援の充実 ⑦ 芸術鑑賞等におけるアクセシビリティの充実	<u>(1)地域での安心できる暮らしのために</u> ① 地域における住まいの場の確保 ② 本人の希望に沿った暮らしの実現に向けた地域移行の促進 ③ 地域生活を支える相談支援体制の充実 ④ サービスの質の確保と向上に向けた取組 <u>(2)障害特性等に応じた支援の充実のために</u> ① 重度心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実 ② 行動障害のある人への支援の充実 ③ 発達障害のある人への支援の充実 ④ 精神障害のある人への支援の充実 ⑤ 高次脳機能障害者への支援の充実 ⑥ 盲ろう者への支援の充実 ⑦ 高齢障害者への支援の充実 ⑧ 難病患者への支援の充実 ⑨ ひきこもり状態にある人への支援の充実 ⑩ 罪を犯した人等への支援の充実 <u>(3)障害福祉を支える人材の育成・確保のために</u> ① サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成 ② 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進 ③ 当事者視点に立った、より良い支援のためのロボット・ICT活用促進 ④ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成 <u>(4)保健・医療の推進のために</u> ① 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実 ② 医療費負担の軽減等 ③ 地域リハビリテーション体制の充実 <u>(5)防災と防犯の推進のために</u> ① 防災体制の充実 ② 防犯体制の充実	<u>(1)健やかな育ちのために</u> ① 地域における発達支援体制の強化 ② 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化 ③ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化 ④ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行 支援の提供 <u>(2)豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～</u> ① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実 ② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進 ③ すべての教職員の資質・専門性の向上 ④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実 ⑤ 適切な就学相談の推進 ⑥ 切れ目のない支援の充実 <u>(3)教育と福祉の一層の推進のために</u> ① 教育と福祉の連携推進 ② 保護者支援の推進	<u>(1)企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために</u> ① 障害理解の促進と差別の解消 ② 雇用の場の確保および拡大 ③ 就労移行支援と職場定着支援の充実 <u>(2)福祉的就労の場における支援の充実のために</u> ① 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進 ② 就労収入の向上 ③ 多様な働き場の確保 <u>(3)障害特性に応じた就労支援のために</u> ① 知的障害のある人への就労支援 ② 発達障害のある人への就労支援 ③ 精神障害のある人への就労支援 ④ 高次脳機能障害への就労支援 ⑤ 難病患者への就労支援 <u>(4)教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために</u> ① 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実 ② 部局や分野を超えた連携の推進 ③ 働く障害者の健康管理
5 ともに活動する			
<u>(1)文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために</u> ① 障害のある人のスポーツの推進 ② 障害のある人の文化芸術活動の推進 ③ 障害のある人の読書活動の推進 <u>(2)余暇活動や社会参加を豊かにするために</u> ① 地域における余暇活動の機会の充実 ② 社会参加の促進 <u>(3)本人活動や地域における交流活動を豊かにするために</u> ① 障害のある人の本人活動や交流への支援			



次期 滋賀県障害者プラン

(第5次障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画)

<骨子案>

I プラン策定の基本的な考え方

1. プラン策定の背景・趣旨(プランを策定する目的)

- 国の動向や社会情勢の変化、県における取組の進展、国スポ・障スポのレガシー、およびこれまでの取組成果と課題を踏まえ、障害のある人の望む暮らしの実現と、だれもがお互いを尊重し、理解し、支え合う「ともにいきる社会」の実現に向けた指針および実施計画として策定するもの。

【国の動向】

- ・ 改正障害者差別解消法の施行による合理的配慮の提供の義務化
- ・ 障害者総合支援法等の改正による地域生活支援および障害児支援の充実
- ・ 医療的ケア児支援法に基づく医療的ケア児者とその家族への支援の推進
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法による情報保障施策の推進
- ・ 高次脳機能障害者支援法の制定による支援体制の充実
- ・ 成年後見制度の見直しなど、本人の意思決定支援・権利擁護施策の推進
- ・ 障害者権利条約対日審査総括所見を踏まえた共生社会の実現に向けた取組の推進
- ・ 手話施策推進法の施行による手話の普及および意思疎通支援施策の推進

【社会情勢の変化】

- ・ 障害のある人の高齢化、医療的ケア児者の増加や支援ニーズの多様化・複雑化
- ・ 人口減少等を背景とした障害福祉人材の不足
- ・ デジタル化の進展に伴う情報アクセシビリティの重要性の高まり
- ・ 災害の激甚化・頻発化を踏まえた防災・避難支援の必要性の高まり

【県の取組の進展】

- ・ 共生社会づくり条例の見直しなど、「ともにいきる」理念の推進
- ・ 医療的ケア児支援センターの設置など、支援体制の充実
- ・ 強度行動障害のある人への支援や相談支援体制の充実など、地域支援基盤の整備

2. 位置づけ(プランの基となる法律等)

- 障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるもの。
- 障害者施策についての基本的方向、および、障害福祉サービス等・障害児支援の整備目標と確保策について示すもの。
- 基本構想や県が策定する他の計画や指針等との整合を図りながら策定。

3. 計画期間(プランに沿った取組を進める期間)

- 令和9年度(2027年度)～令和14年度(2032年度)の6年間

※一部、重点的取組とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関するものについては、令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)の3年間とします。

II 滋賀県が目指す共生社会



1. 基本理念(施策に取り組む基本的な姿勢)

「誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現」
～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～

2つの起点

「ひと」

- 既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている「ひと」、支援を担う「ひと」を起点に考えます。

「まち」

- 障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考えます。

2. 基本目標(プラン全体が目指す目標)

「すべての人が基本的**な人権を尊重され、
地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」**

<その人らしく>

- 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権を尊重され、自分の望む生活を自ら選び、決定すること

<いつでも>

- 24時間、365日、必要な時にサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えること
※災害時や感染症流行時も含む

5つの視点

<だれでも>

- 障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えること

<どこでも>

- 障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えること

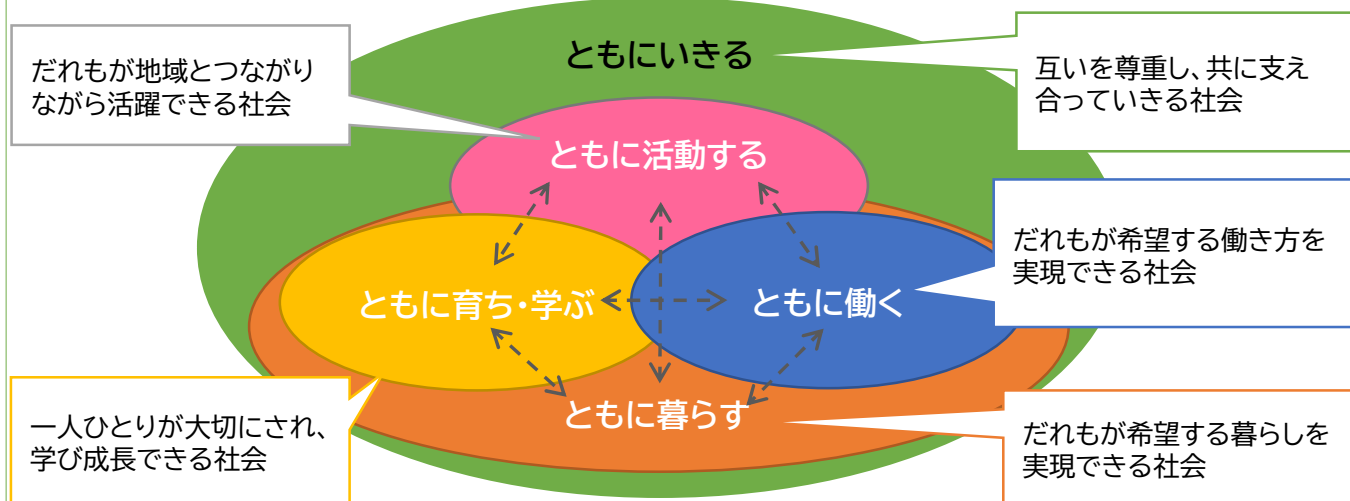
<みんなで取り組む>

- “地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。

3. 基本的な施策の方向性(各取組を位置付ける枠組み)

- 基本目標の実現に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「ともにいきる」、「ともに暮らす」、「ともに育ち・学ぶ」、「ともに働く」、「ともに活動する」の5つの施策領域を設定し、施策領域ごとに障害のある人の生活や支援のあるべき姿を描きます

【領域間の関係性イメージ】





1 ともにいきる

【現状】

- 障害理解のための出前講座の実施回数（R7年度実績57回 R8年度目標50回 達成率：100%）
- 障害者差別解消相談員への相談件数（H30年度16件 R7年度65件）
- 共生社会サポーター数（R5年度末18者 R7年度末100者）
- 合理的配慮の認知度（R元年度27.5% R7年度29.2%）
- 「令和7年度障害のある人の生活と福祉に関する調査」より
どのような差別を体験したか：障害理解がない16.9%、陰口等16.4%、じろじろ見られる14.2%、相談しても聞いてもらえない9.0%
- 乗客1日3千人以上の駅のバリアフリー化率（R7年度実績：93.0%、R8年度目標：100%、達成率：93.0%）

【あるべき姿】

- 障害のある人が、障害を理由とした差別を受けることなく、必要な合理的配慮について、本人と周囲が対話しながら対応できる。
- 「障害の社会モデル」の考え方のもと、無意識の偏見を含む社会的な障壁が取り除かれ、障害のある人が制限なく移動し社会参加することができる。
- 障害のある人が「権利の主体」として、自ら意思を決定し、必要な支援を受けながら、主体的に社会に参画することができる。
- 情報アクセシビリティや意思疎通支援が充実し、障害のある人が必要な情報を円滑に取得・利用することで、自らの意思を適切に伝えることができる。

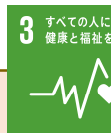
【課題】

- 共生社会の理念は浸透しつつあるものの、差別や偏見は依然として存在しており、障害の社会モデルや合理的配慮への理解、外見からはわかりにくい障害を含めた障害理解をさらに促進する必要があります。
- 公共交通機関や道路、公共施設等のバリアフリーやユニバーサルデザインの取組を一層推進する必要があります。
- 障害のある人の意思を尊重した権利擁護支援や意思決定支援が行われるよう、支援者の理解や支援体制の充実を図る必要があります。
- 情報アクセシビリティや意思疎通支援を充実するとともに、ICTの活用をさらに推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 共生社会づくり条例や障害者差別解消法の理念の普及を進めるとともに、障害のある人の当事者参画を推進し、本人の意思や意見を尊重した共生社会づくりを進めます。
- 障害理解を促進するとともに、公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。
- 本人の意思を尊重した権利擁護支援や意思決定支援を進めるとともに、障害のある人の意見が社会づくりに反映されるよう、当事者参画を推進します。
- 情報アクセシビリティや意思疎通支援を充実するとともに、手話等による意思疎通等促進条例の理念の普及・啓発やICTの活用を促進します。

2 とともに暮らす



【現状】

- 支援人材の養成および育成（R7実績：強度行動障害支援者養成研修合計418人、R8見込：強度行動障害支援者養成研修合計300人、達成率100%）
- グループホームの整備促進（R7実績2,400人、R8目標2,173人、達成割合100%）
- 障害者支援施設からの地域移行の状況（R6～R7年度実績：32人、R8年度時目標：60人、達成率：53.3%）
- 医療的ケア児支援センターの設置（R5）（R7相談件数82件）
- 医療的ケア児者対応短期入所施設数（R2年度末4施設 R7年度末12施設）

【あるべき姿】

- 障害の程度や状況にかかわらず、どこでだれと生活するかについて自らが選択し、地域で安心して生活することができる。
- 身近な地域で相談や必要な支援につながり、障害のある人と家族等が安心して暮らすことができる。
- 障害の程度や状況に応じた質の高い福祉サービスや支援を、必要な時に適切に受けることができる。
- 障害特性や医療ニーズに応じた専門的な医療を受けることができる。
- 災害時に必要な支援を受けながら、安全に避難し、避難所等においても安心して生活することができる。

【課題】

- 障害のある人が希望する地域生活を実現できるよう、重度障害者や強度行動障害のある人への支援を含め、家族等（ケアする人）を支える地域生活基盤の充実が必要です。
- 福祉ニーズが多様化・複雑化する中、身近な地域で適切な支援につながるとともに、発達障害や高次脳機能障害など、障害特性に応じた専門的な相談支援の充実が必要です。
- 福祉人材の確保・育成に加え、ICT等を活用し、支援の質と持続可能なサービス提供体制の確保が必要です。
- 医療的ケア児・者や重症心身障害児・者、高次脳機能障害者などへの、障害特性や医療ニーズに応じた医療・支援体制の充実が必要です。
- 災害時に安心して避難・生活できるよう、平時からの支援体制や避難所における支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るとともに、ケアする人への支援の充実を図ります。
- 身近な地域で包括的な相談支援が受けられる体制づくりを進めるとともに、障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 福祉人材の確保・育成・定着を進めるとともに、当事者視点に立った、より良い支援のためのロボット・ICT活用を促進します。
- 障害特性や医療ニーズに応じた専門的な医療・福祉の連携体制の充実を図ります。
- 市町による個別避難計画作成や避難所における支援体制の充実を促進し、災害時も安心して避難・生活できる環境づくりを進めます。

3 とともに育ち・学ぶ



【現状】

- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（R7年度実績：26人、R7見込み：29人、達成率89.6%）
- 個別の指導計画
（R7実績：作成率 小99.9%、中99.7%、高92.3%、活用率 小97.4%、中97.5%、高78.4%）
- 個別の教育支援計画
（R7実績：作成率 小99.9%、中99.8%、高95.7%、活用率 小56.8%、中38.8%、高19.0%）
- 「令和7年度障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、
通園・通学の困りごと：通園・通学先が遠い18.6%、職員・教員が不足12.5%
卒業後の進路希望：福祉サービス事業所26.7%、一般就労 15.1%、大学・専門学校 5.2%

【あるべき姿】

- 障害のある子どもが、早期からライフステージに応じた切れ目のない支援を受け、安心して成長するとともに、本人の意思が尊重されながら成人期へ円滑に移行することができる。
- とともに学ぶことにより、様々な力を持つすべての子どもたちが、互いのよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。
- 発達障害のある子どもや医療的ケア児、重症心身障害児などが、一人ひとりの障害特性や医療ニーズに応じた専門的な支援を受けることができる。

【課題】

- 就学前から卒業後の社会参加までを見据えた教育・福祉・医療等の連携し、子どもと家族を支える体制の充実が必要です。
- 障害のある子どもの学びを保障するとともに、ともに学び育つ環境づくりや幼少期から障害理解を育む取組をさらに進める必要があります。
- 発達障害のある子どもや医療的ケア児、重症心身障害児などへの、多様な障害特性や医療ニーズに対応できる支援体制の充実や人材育成が必要です。

【施策の方向性】

- 教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、子どものライフステージに応じた支援体制の充実を図るとともに、家族等への支援を推進します。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進するとともに、インクルーシブ教育や幼少期からの障害理解を深める取組を進めます。
- 発達障害のある子どもや医療的ケア児、重症心身障害児などへの支援を充実させるため、市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成を図ります。

4 ともに働く

3 すべての人に
健康と福祉を



8 働きがいも
経済成長も



【現状】

- 雇用されている障害者数（R2年:3,252人 R7年:4,240.5人）
- 実雇用率（R2年:2.29% R7年:2.67%）
- 法定雇用率達成企業割合（R7年度実績：54.3%、R8年度目標：70%）
- 働き・暮らし応援センターで支援する在職者数（R7年度実績：3,943人、R8年度目標4,300人、達成率：91.7%）
- 就労定着支援事業を利用する割合（R7年度実績:50.6%、R8年度目標：70%、達成率72.3%）
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①就労状況：仕事をしていない37.8%、パート・アルバイト12.2%、福祉的就労11.8%、会社員7.9% ②仕事をしていない理由：高齢のため31.6%、病気のため20.2%、重度の障害のため11.7%、働く自信がない4.8% ③働きやすくするために必要な条件：障害者を雇い入れる企業や事業所が増えること21.9%、職場における障害の理解20.0%、障害に合った仕事の情報を入手できること18.7%

【あるべき姿】

- 障害のある人が、自らの希望や能力、障害特性に応じた働き方や就労の場を選択し、必要な支援を受けながら働くことができる。
- 障害のある人が、職場における合理的配慮や必要な支援を受けながら、安心して働き続け、能力を発揮することができる。
- 働くことを通じて障害のある人が経済的な基盤を築くとともに、生きがいや社会とのつながりを実感し、豊かな生活を営むことができる。

【課題】

- 障害者雇用は進展しているものの、本人の希望や能力、障害特性に応じた職種や働き方を選択できる環境の確保をさらに進める必要があります。
- 障害のある人が安心して働き続けるため、職場定着や生活面を含めた継続的な支援、働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。
- 就労に向けた準備段階から就職、定着までを一貫して支えるため、教育・福祉・労働等の関係機関や企業による連携体制の強化が必要です。

【施策の方向性】

- 障害のある人が希望や能力、障害特性に応じた働き方を選択できるよう、企業等への障害理解の促進や就労に向けた支援を進めるとともに、福祉的就労における就労収入とサービスの質の向上を推進します。
- 教育・福祉・労働等の関係機関や企業と連携し、障害理解の促進や職場定着支援、働きやすい職場環境づくりを進めます。
- 就労に向けた相談支援や職業訓練等の充実を図るとともに、働くことを通じた経済的自立や社会参加を支援します。

5 とともに活動する

3 すべての人に
健康と福祉を



【現状】

- 県障害者スポーツ大会等の参加者数（R7年度実績：2,053人、R9年度目標：1,600人、達成率：100%）
- 障害者アート公募展への応募者数（R7年度実績：335人、R8年度目標：300人、達成率：100%）
- 「令和7年度障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、
 - ①余暇活動等における外出頻度：週1・2回21.1%、週3・4回5.7%、ほとんどなし26.2%
 - ②余暇活動等における同行者：家族34.0%、一人27.9%、友人・知人10.2%、ヘルパー3.6%
 - ③休みの日の過ごし方：買い物・外食等79.1%、友達や気の合う人と過ごす53.8%、読書・インターネット44.9%、旅行39.3%

【あるべき姿】

- 障害のある人が、スポーツや文化芸術、余暇活動など、自らの興味や関心に応じた活動を選択し、地域の中で継続的に楽しむことができる。
- 障害のある人が、スポーツや文化芸術等の分野で、自らの創造性や能力を発揮し、成果を発表するなど、社会の中で活躍する機会が確保されている。
- 障害のある人が、地域の活動や交流の場に参加し、人とのつながりを持ちながら、豊かな社会生活を営むことができる。

【課題】

- 障害のある人がスポーツや文化芸術、余暇活動に参加する機会は広がっており、障害特性に応じて安心して活動を継続できる環境や、それを支える人材の確保が求められています。
- 障害のある人が文化芸術やスポーツ等の分野で能力や個性を発揮し、社会に発信できるよう、発表・活躍の機会をさらに広げる必要があります。
- 障害のある人が地域との交流や本人活動を通じて社会とのつながりを持つため、身近な地域で参加できる場の充実や、当事者同士が支え合う仕組みづくりが求められています。

【施策の方向性】

- 障害のある人が文化芸術や余暇活動に親しむ機会を充実させるとともに、国スポ・障スポを契機に「する・みる・支える」など様々な形でスポーツに参加できる機会を充実させ、継続的に活動できる環境づくりを進めます。
- 障害のある人がスポーツや文化芸術等の分野で、成果を発表し、活躍する機会の充実を図るとともに、スポーツの競技力の向上や文化芸術施設等の利用環境の向上を進めます。
- 本人活動や地域交流を支援するとともに、ピアサポート等を活用し、当事者主体の活動や障害のある人同士が支え合う環境づくりを進めます。

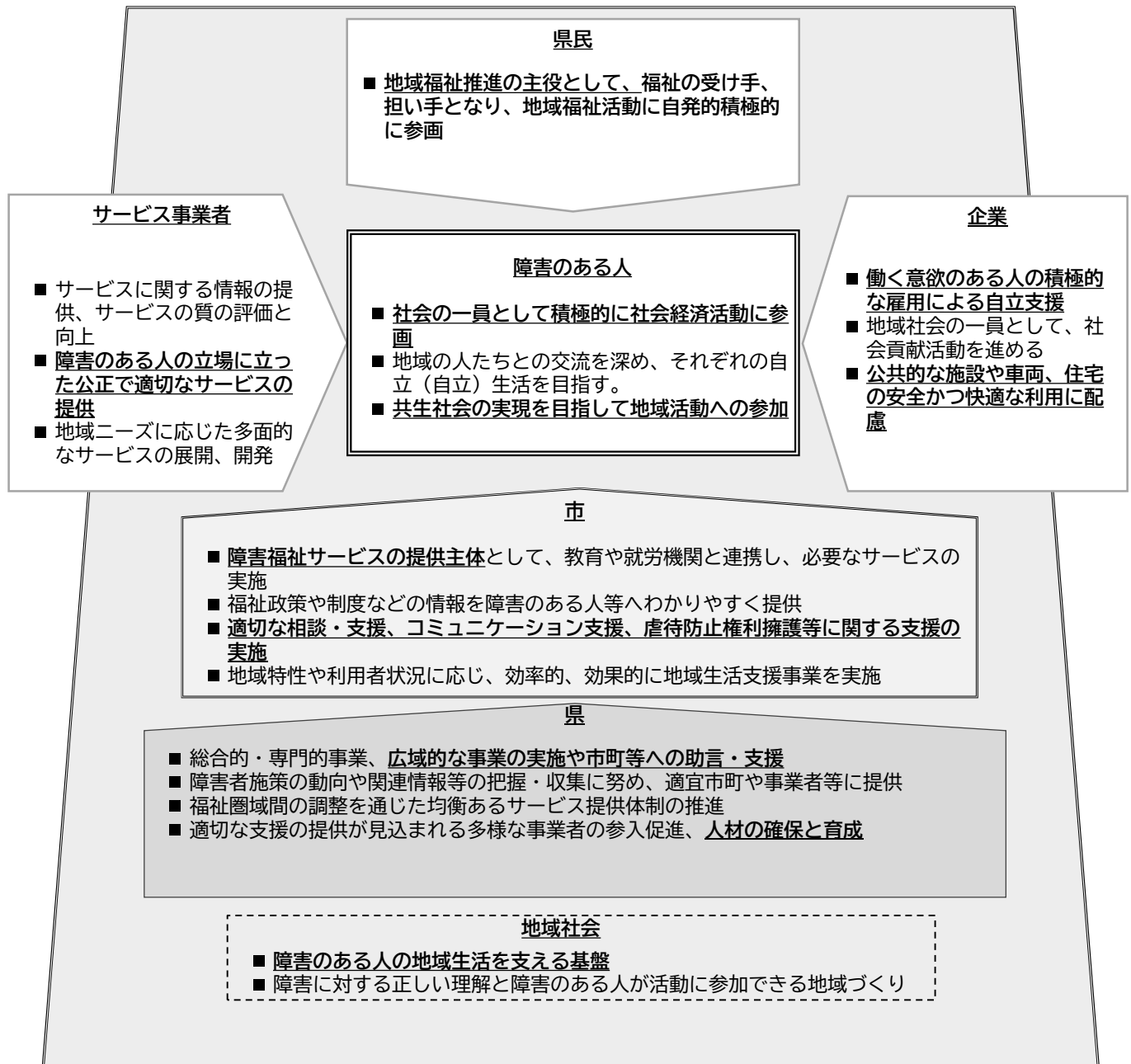
Ⅲ 具体的な施策

1. ともにいきる (1)差別をなくし権利がまもられるために ① 障害者差別の解消と障害理解の促進 ② 権利擁護の推進 ③ 障害者虐待防止の取組強化 (2)誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ② 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ③ 住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化 ④ 障害のある人に配慮した製品の開発促進 (3)自ら選び自分らしく暮らしていくために ① 意思決定支援の推進 ② 当事者参画の推進 (4)情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために ① 県と市町の連携による意思疎通支援の充実 ② 障害のある人に配慮した行政情報の提供 ③ 選挙等における情報保障への配慮等 ④ ICT利用の推進とICTを活用した生活・就労の促進 ⑤ 災害時における意思疎通支援等の充実 ⑥ スポーツイベント等における意思疎通支援の充実 ⑦ 芸術鑑賞等におけるアクセシビリティの充実	3. ともに育ち・学ぶ (1)健やかな育ちのために ① 地域における発達支援体制の強化 ② 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化 ③ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化 ④ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供 (2)豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～ ① 個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実 ② 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進 ③ すべての教職員の資質・専門性の向上 ④ 多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実 ⑤ 適切な就学相談の推進 ⑥ 切れ目のない支援の充実 (3)教育と福祉の一層の推進のために ① 教育と福祉の連携推進 ② 保護者支援の推進
2. ともに暮らす (1)地域での安心できる暮らしのために ① 地域における住まいの場の確保 ② 本人の希望に沿った暮らしの実現に向けた地域移行の促進 ③ 地域生活を支える相談支援体制の充実 ④ サービスの質の確保と向上に向けた取組 (2)障害特性等に応じた支援の充実のために ① 重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実 ② 行動障害のある人への支援の充実 ③ 発達障害のある人への支援の充実 ④ 精神障害のある人への支援の充実 ⑤ 高次脳機能障害者への支援の充実 ⑥ 盲ろう者への支援の充実 ⑦ 高齢障害者への支援の充実 ⑧ 難病患者への支援の充実 ⑨ ひきこもり状態にある人への支援の充実 ⑩ 罪を犯した人等への支援の充実 (3)障害福祉を支える人材の育成・確保のために ① サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成 ② 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進 ③ 当事者視点に立った、より良い支援のためのロボット・ICT活用促進 ④ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成 (4)保健・医療の推進のために ① 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実 ② 医療費負担の軽減等 ③ 地域リハビリテーション体制の充実 (5)防災と防犯の推進のために ① 防災体制の充実 ② 防犯体制の充実	4. ともに働く (1)企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために ① 障害理解の促進と差別の解消 ② 雇用の場の確保および拡大 ③ 就労移行支援と職場定着支援の充実 (2)福祉的就労場における支援の充実のために ① 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進 ② 就労収入の向上 ③ 多様な働き場の確保 (3)障害特性に応じた就労支援のために ① 知的障害のある人への就労支援 ② 発達障害のある人への就労支援 ③ 精神障害のある人への就労支援 ④ 高次脳機能障害者への就労支援 ⑤ 難病患者への就労支援 (4)教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために ① 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実 ② 部局や分野を超えた連携の推進 ③ 働く障害者の健康管理 5. ともに活動する (1)文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために ① 障害のある人のスポーツの推進 ② 障害のある人の文化芸術活動の推進 ③ 障害のある人の読書活動の推進 (2)余暇活動や社会参加を豊かにするために ① 地域における余暇活動の機会の充実 ② 社会参加の促進 (3)本人活動や地域における交流活動を豊かにするために ① 障害のある人の本人活動や交流への支援

IV 施策の推進体制と進捗管理

1. それぞれに求められる役割

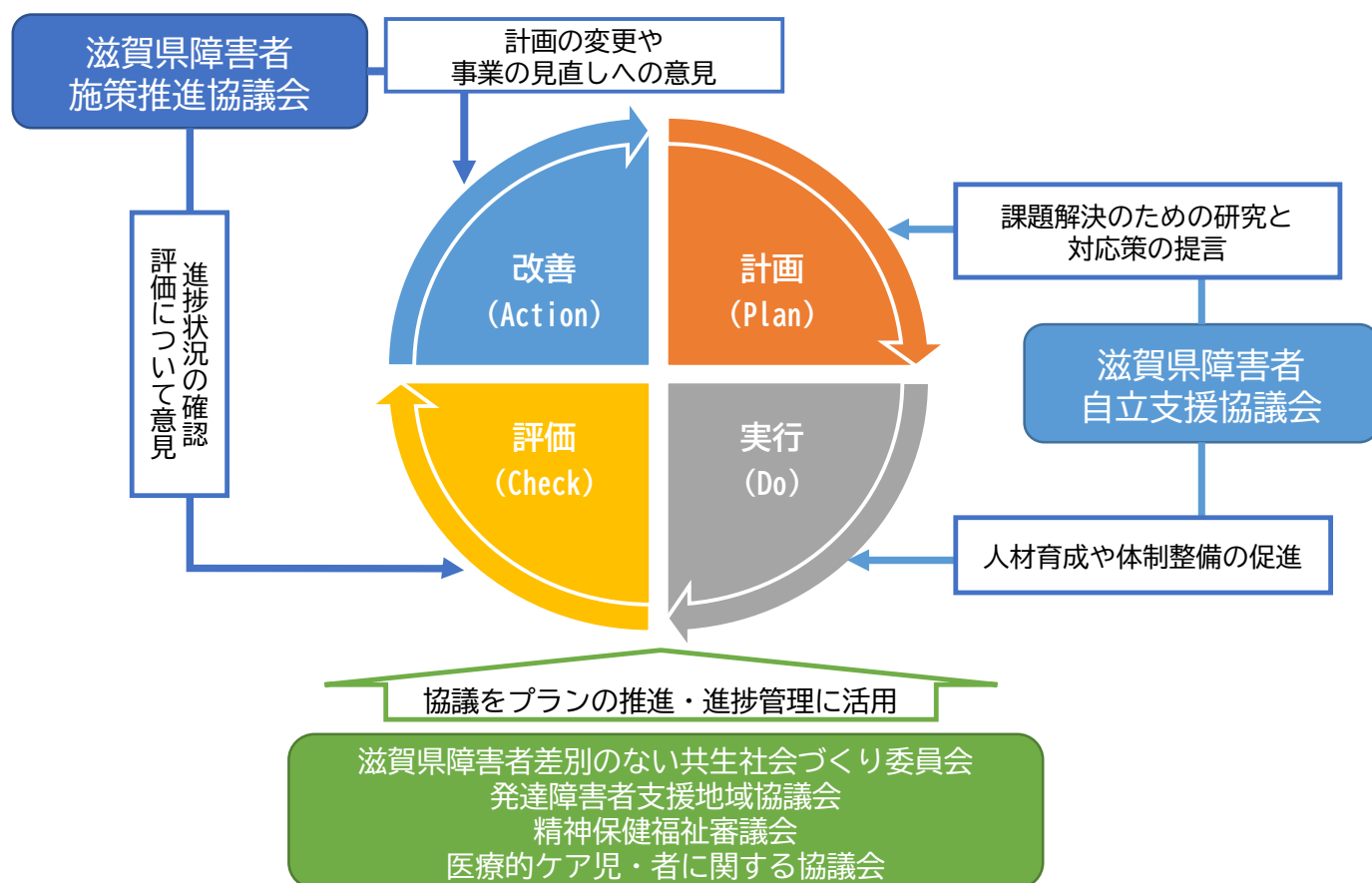
- 基本目標の5つの視点でも「みんなで取り組む」を掲げているとおり、市や町、障害のある当事者の皆さんを含む県民の皆さん、障害福祉サービス等を提供する事業者・企業の皆さんのご協力が不可欠です。県を含め、それぞれの皆さんに求められる役割については以下の図のとおりです。



IV 施策の推進体制と進捗管理

2. PDCAサイクルによる推進体制と進捗管理

- 計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)というマネジメントサイクルに基づき、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理します。
- 評価や計画の見直し、次年度の取組については、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴きます。評価結果については公表します。
- 評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画の推進を図ります。
- 制度改正や新たな課題への対応等、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを行います。
- 滋賀県障害者自立支援協議会の各部会機能を活用し、プランの実効性を高めます。
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会や発達障害者支援地域協議会等においてもプランの推進および進捗管理に活用します。



VII. その他

記載予定項目

各種調査結果
次期滋賀県障害者プラン策定経緯
滋賀県施策推進協議会委員名簿
次期滋賀県障害者プラン策定のための小委員会委員名簿
用語の解説